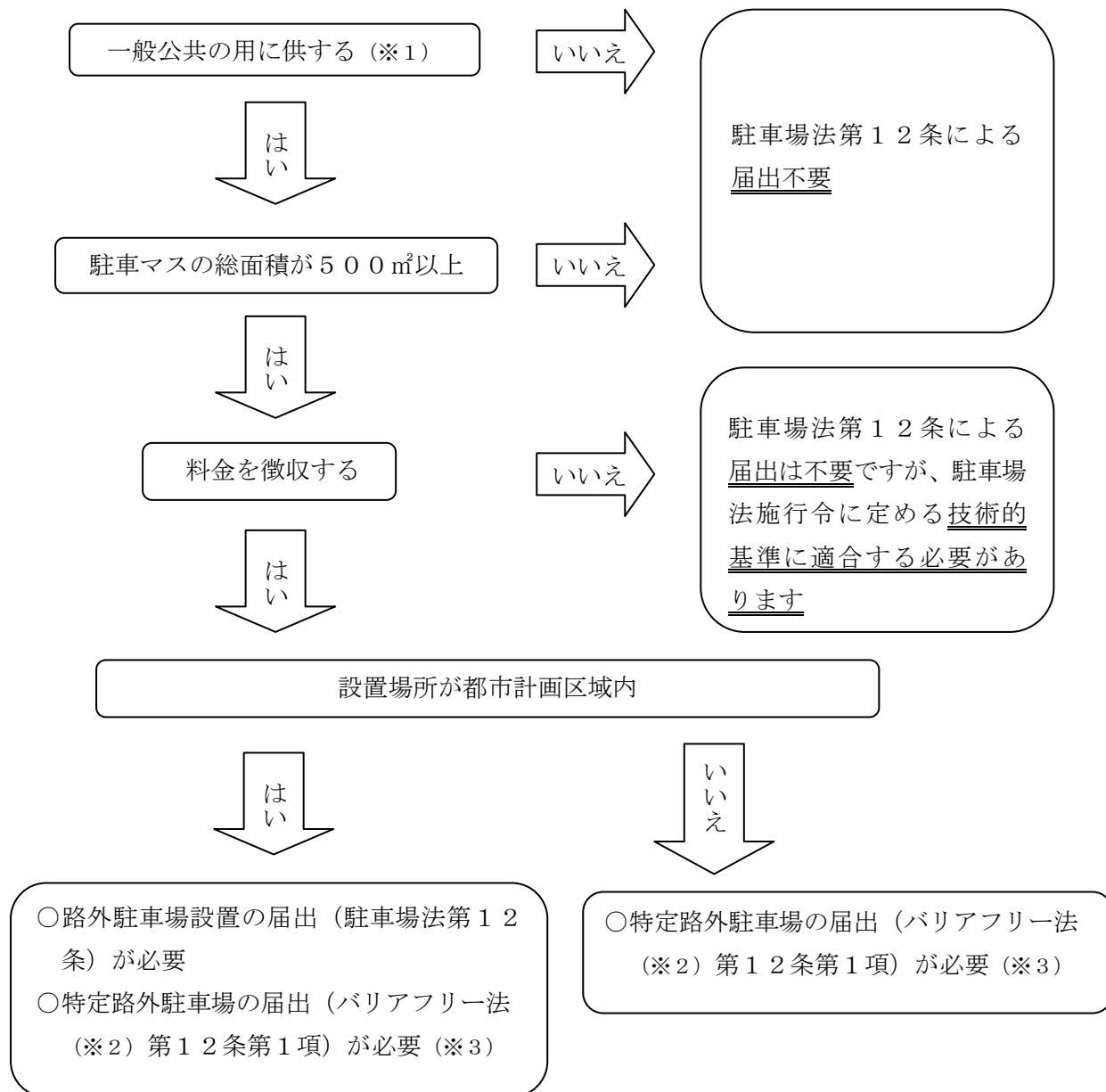


路外駐車場関係 届出対象



※1 店舗、病院等の駐車場であっても、厳密に当該建物の利用者だけの利用に限定されている場合（専用駐車場と明示することに加え、例えば駐車場の出入口で管理人等が一般の利用を排除しているなど）以外は、「一般公共の用に供する」と解されます。また、「月極駐車場」や「専用駐車場」は一般公共の用に供さない駐車場となります。

※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平18.6.21法律第91号）をいう。

※3 ただし、道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く（例：立体駐車場）

路外駐車場関係 届出の流れ

